

第 6 号様式別表 9 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正前の地方税法第 72 条の 23 第 4 項に規定する個別欠損金額をいいます。以下同じです。）について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の申告書に添付してください。
- (イ) 地方税法（以下「法」といいます。）第 72 条の 23 第 1 項の規定によりその例によるものとされる法人税法第 57 条第 1 項又は地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第 21 条第 1 項の規定
- (ロ) 地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）附則第 1 条第 9 号の 2 に掲げる規定による改正前の法第 72 条の 23 第 1 項若しくは第 4 項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 161 号）第 1 条の規定による改正前の政令（以下「平成 27 年旧政令」といいます。）第 20 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号）第 2 条の規定による改正前の法人税法第 57 条第 1 項若しくは第 58 条第 1 項又は平成 27 年旧政令第 21 条第 1 項の規定
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第 1 号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「 法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号 第 3 号 に掲げる事業	事業の区分に応じて「第 1 号」と「第 3 号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3 「控除前所得金額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第 6 号様式別表 5 を添付する法人 第 6 号様式別表 5 の㉔の欄の金額から第 6 号様式別表 10 の㉑の欄又は同表の㉒の欄の金額を控除した金額 (2) その他の法人 第 6 号様式の㉓の欄の金額から第 6 号様式別表 10 の㉑の欄又は同表の㉒の欄の金額を控除した金額	
4 「損金算入限度額②」	中小法人等事業年度（法第 72 条の 23 第 1 項の規定によりその例によるものとされる政令第 20 条の 3 の規定による読替え後の法人税法第 57 条第 11 項各号に掲げる法人の同項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいいます。）に該当しない事業年度にあつては「又は 100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50 又は」を抹消してください。 (1) 租税特別措置法第 66 条の 11 の 4 第 2 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）第 10 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和 5 年旧措置法」といいます。）第 66 条の 11 の 5 第 2 項の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構 (2) 租税特別措置法第 67 条の 14 第 1 項第 1 号に掲げる要件を満たす特定目的会社 (3) 租税特別措置法第 67 条の 15 第 1 項第 1 号に掲げる要件を満たす投資法人 (4) 租税特別措置法第 68 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第 4 条の 3 に規定する受託法人をいいます。(5)において同じです。） (5) 租税特別措置法第 68 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人	
5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額③」	当該事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額若しくは個別欠損金額又は災害損失欠損金額で、過去に繰越控除を受けなかった金額（前期分の㉑の欄の金額）を古い事業年度の分から順次記載します。 ※ ただし、平成 30 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額については、当該事業年度開始の日前 9 年以内に開始した事業年度に生じたものに限ります。 なお、次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 当該事業年度が法第 72 条の 23 第 1 項の規定によりその例によるものとされる法人税法第 57 条第 2 項又は第 4 項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(2)に該当する場合を除きます。）第 6 号様式別表 12 の㉓の欄の金額 (2) 当該事業年度が法第 72 条の 23 第 1 項の規定によりその例によるものとされる法人税法第 59 条第 1 項又は第 2 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 17 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける事業年度である場合 第 6 号様式別表 10 の㉒の欄の金額	
6 「当期控除額④」	当該事業年度の㉑の欄の金額と、㉒の欄の金額から当該事業年度前の㉑の欄の金額の合計額を控除した金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。 なお、当該事業年度が法第 72 条の 23 第 1 項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 132 号）による改正前の政令第 20 条の 3 の規定による読替え後の令和 5 年旧措置法第 66 条の 11 の 4 第 1 項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、次によります。 (1) 「（㉑－当該事業年度前の㉑の合計額）」の金額が零に満たない場合には、当該金額を零として計算します。 (2) 令和 5 年旧措置法第 66 条の 11 の 4 第 1 項第 1 号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第 6 号様式別表 9 の 2 の㉒の欄の金額を含めて記載します。	